

「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」審査基準

審査項目		審査内容
1	実施体制	業務従事者としてキャリアカウンセラー、社会福祉士又は精神保健福祉士、大阪府が実施する「就労支援コーディネーター養成講座」修了者の配置
2	企業との連携状況	協力企業数
3	障がい者雇用等に関する事業実績	(1) 事業の実施状況
		(2) 求職情報の収集
		(3) 求人企業等の開拓
		(4) 職場実習先の確保
		(5) 就職実現に向けたマッチング
		(6) 就職実績
		(7) 定着支援
4	その他	(8) その他の取組み
		(9) 府政への協力